

注 意

本件現況調査報告書及び評価書作成時以降に、本件土地共有者について、本件競売手続以前から共有者が異なっていたことが明らかとなり、本件競売開始決定の当事者目録及び物件目録を更正した。現況調査報告書及び評価書の物件目録は更正前の物件目録であるため、更正後の物件目録は物件明細書を参照されたい。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年11月14日

大阪地方裁判所堺支部執行係

裁判所書記官 皿 海 光 歩

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年12月 3日から 令和 7年12月11日まで
開札期日	日 時 令和 7年12月18日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所堺支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 1月 8日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所堺支部執行係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年11月14日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 入札期間の最終日の受付は午後5時までです。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	3, 920, 000 3, 136, 000	一括	790, 000	41, 240	10, 793
1	2, 940, 000				
2	980, 000				
				</	



物 件 目 録

1 所 在 羽曳野市島泉六丁目
地 番 180番20
地 目 宅地
地 積 70.31平方メートル

共有者 C 持分20分の3
共有者 D 持分20分の3
共有者 B 持分20分の14

2 所 在 羽曳野市島泉六丁目180番地20

家屋 番号 180番20の2

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺3階建

床 面 積 1階 41.10平方メートル
2階 39.46平方メートル
3階 35.29平方メートル

所有者 B



物 件 明 細 書

令和 7年 9月26日

大阪地方裁判所堺支部執行係

裁判所書記官 皿 海 光 歩

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 羽曳野市島泉六丁目
地 番 180番20
地 目 宅地
地 積 70.31平方メートル
共有者 C 持分20分の3
共有者 D 持分20分の3
共有者 B 持分20分の14
- 2 所 在 羽曳野市島泉六丁目180番地20
家屋 番号 180番20の2
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺3階建
床 面 積 1階 41.10平方メートル
2階 39.46平方メートル
3階 35.29平方メートル
所有者 B



令和 6年(ケ)第 104号
令和 6年 9月30日受理
令和 年 月 日提出
6.10.30

現況調査報告書

大阪地方裁判所堺支部
執行官 杉 村 博 正

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 羽曳野市島泉六丁目
地 番 180番20
地 目 宅地
地 積 70.31平方メートル

共有者 A 持分10分の3
共有者 B 持分10分の7

2 所 在 羽曳野市島泉六丁目180番地20
家屋 番号 180番20の2
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺3階建
床 面 積 1階 41.10平方メートル
2階 39.46平方メートル
3階 35.29平方メートル

所有者 B



(2 枚目)

その他の事項

1 表札等の表示

- (1) 表札の表示は、共有者Bの姓の漢字表記がある。
- (2) 郵便受けに表示はない。

2 目的土地の状況等

- (1) 目的土地は、目的建物の敷地等として使用されている。
- (2) 目的土地の形状等は、法務局に備え付けの地積測量図と概ね一致するものと思われる。
- (3) 目的土地に接面する南側道路は、建築基準法第42条第1項第5項の道路（幅員約4.7m）であり、詳細については、評価人作成の評価書を参照されたい。

3 目的建物の状況等

- (1) 目的建物は、登記事項証明書の記載によると平成6年2月26日新築で、その形状等は間取図（概略）及び添付写真のとおりである。
- (2) 目的建物は、1階玄関付近の内壁に穴が開いており、浴室の扉が開閉し難い、天井や内壁クロスの随所にメクレ等が見受けられるなど経年相応の劣化・老朽が認められた。
- (3) 目的建物は、立ち入り調査時の状況及び関係人の陳述等から、共有者Bが住居として使用しているものと認めた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ 共有者B	(1) 目的物件は私とAの共有となっていますが、Aは私の元妻の父であり約20年前に亡くなっています。 (2) 目的建物には、私が住んでおり、私が住むに当たっては契約や金銭の授受などありません。 (3) 目的建物には雨漏りはなく、水回りにも不具合はありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和6年10月3日 10:20-10:40	羽曳野市役所	課税関係調査, 接面道路関係調査
令和6年10月3日 12:10-12:20	大阪法務局富田林支局	登記簿等調査
令和6年10月7日 9:40-9:50	物件所在地	現況調査, 在宅要請書・照会書投函(回答あり), 写真撮影
令和6年10月7日	執行官室	共有者Bと電話で事情聴取
令和6年10月21日 10:20-10:50	物件所在地	現況調査, 評価人同行, 共有者Bと面談, 写真撮影
年 月 日() : - :		
年 月 日() : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

テ 130-22
 ワ 130-23
 カ 130-24
 コ 130-9
 ク 132-10
 ケ 132-2
 レ 132-21
 ソ 132-9
 ツ 132-9
 ネ 133-3
 ナ 173-18
 ラ 173-24
 ム 173-27
 ウ 173-3
 ノ 173-30
 オ 173-5
 ク 173-8
 ヤ 174-16
 マ 174-17
 ケ 174-2
 フ 174-3
 コ 178-10
 エ 178-14
 テ 178-15
 ア 179-16
 キ 179-17
 ユ 180-13
 メ 180-14
 ミ 180-15
 シ 180-16
 ヒ 180-28
 モ 180-29
 セ 180-32
 ス 180-5
 ソ 181-5
 イ 183-13
 ロ 183-5
 ハ 183-7
 仁 13-7
 備 178-9
 ハ 125-1
 卜 96-2
 付 111-15
 引 111-10
 又 111-14
 佛 108-15
 伊 170-7
 伊 132-11
 仿 116-30
 伯 116-26
 伊 116-29
 レ 132-12
 ツ 108-9
 ツ 108-5
 依 道
 付 17-10
 行 10-8
 ム 184-4
 伊 5-4
 イ 185-4
 伊 水

0014692

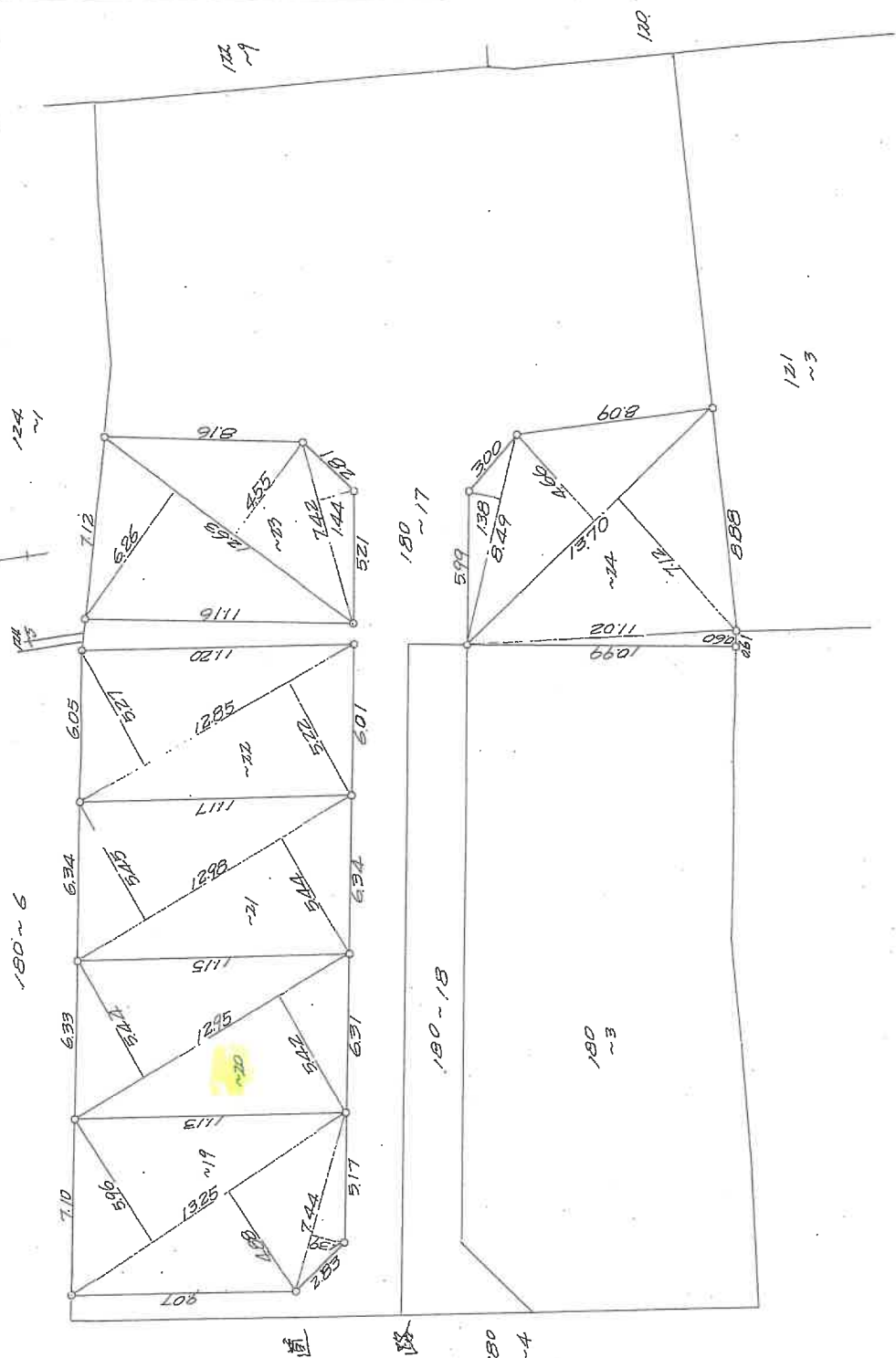
地積測量図

180 ~ 17. ~ 19 4.5 ~ 24

島根県 島根市 6丁目

昭和52年6月1日

作者製者



尺縮

 $\frac{1}{200}$

A 4判に縮小

(♂ 枚目)

S, 52, 6, 6, $\frac{1}{2}$

前 後 辨

0014693

地 積 測 量 図

番 180~17. ~19~85~24

土地の所在 羽曳野市島泉6丁目

昭和52年6月/日
作製年月日

~23
12.63 6.26 79.0639
12.63 4.55 57.4665
7.42 1.44 10.6048
1/2 147.2151
1/2 79.60755 m²

~24
8.49 1.38 11.7162
13.70 4.66 63.8420
13.70 7.12 97.5440
11.02 0.60 6.6120
1/2 179.7142
1/2 89.8571 m²

合 算 計 448.8433 m²

180 ~17
919.4684 - 448.8433 = 470.6251 m²

180 ~19
7.44 1.39 10.3416
13.25 4.88 64.6600
13.25 5.96 78.9700
1/2 153.9716
1/2 76.9858 m²

~20
12.95 5.44 70.4490
12.95 5.42 70.1890
1/2 140.6370
1/2 70.3185 m²

~21
12.98 5.45 70.7410
12.98 5.44 70.6112
1/2 141.3522
1/2 70.6761 m²

~22
12.85 5.27 67.7195
12.85 5.22 67.0710
1/2 134.7965
1/2 67.39825 m²

縮 尺

A 4 判に縮小

登記年月日：平成6年3月1日

各階平面図

0514493

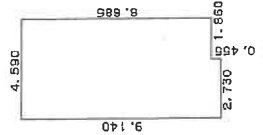
H6.3-1

建物図面

家屋番号 180番20の2

建物の所在 羽曳野市島泉6丁目180番地20

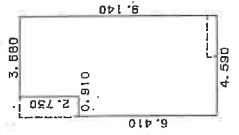
1 階



求積表

9.140 X 2.730	=	24.952200
8.685 X 1.660	=	16.154100
合計		41.106300
床面積		41.10 m ²

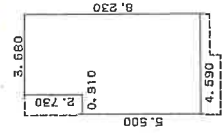
2 階



求積表

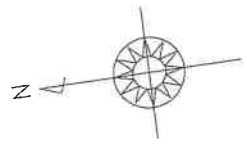
5.410 X 0.910	=	5.833100
9.140 X 3.680	=	33.635200
合計		39.468300
床面積		39.46 m ²

3 階

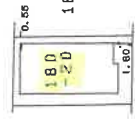


求積表

5.500 X 0.910	=	5.005000
8.230 X 3.680	=	30.285400
合計		35.291400
床面積		35.29 m ²



180-6



180-19

180-21

180-17

作製者

5 年 2 月 27 日作製

縮 尺 1/250



申請人

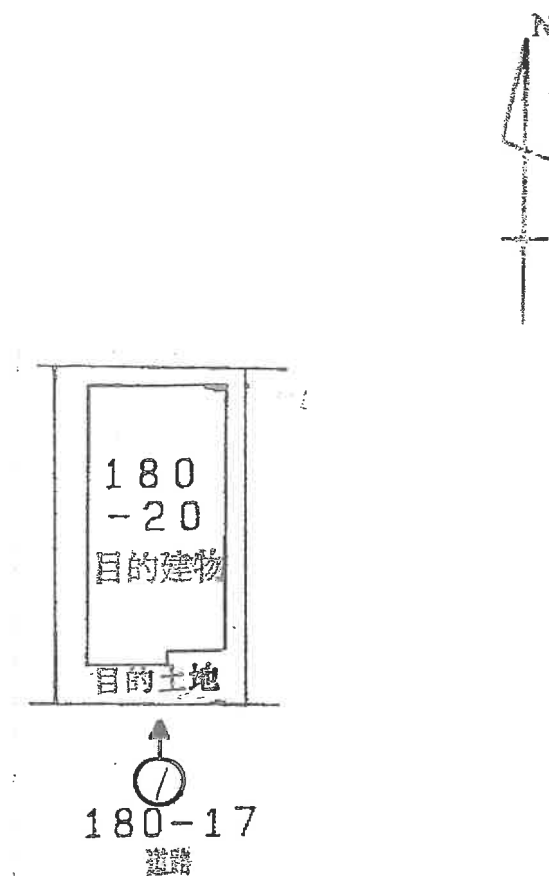
縮 尺 1/500

(大日本測量士会)

A4判に縮小

(10 枚目)

写真撮影位置方向図



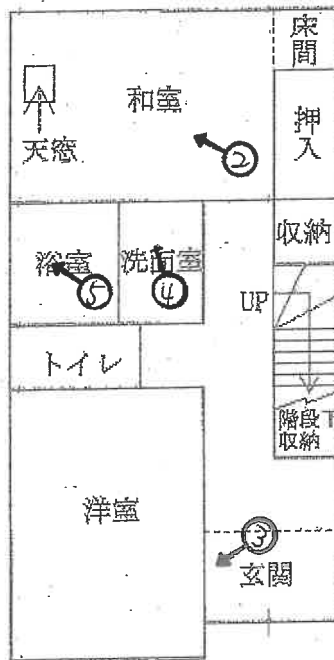
←○写真撮影場所・方向

令和6年(ケ)第104号

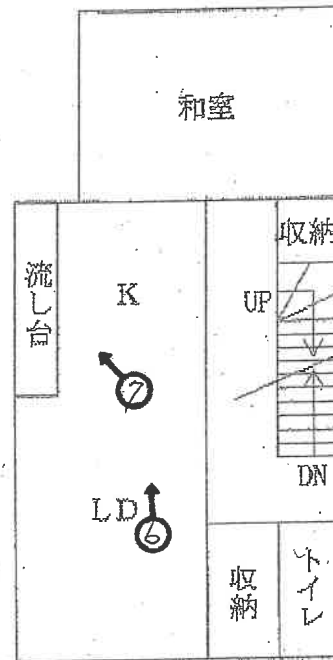
(1/校目)

間 取 図 (概略)

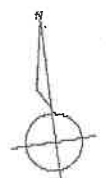
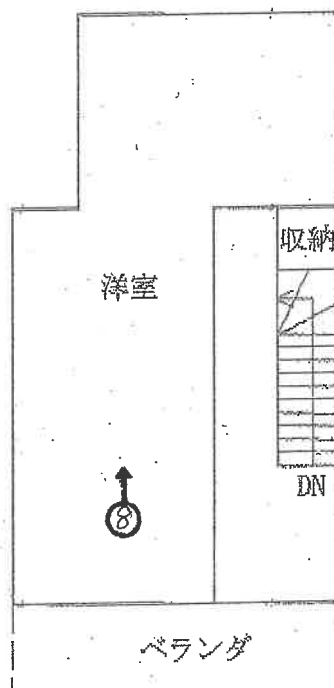
1 階



2 階



3 階



(←○写真撮影場所・方向)

令和6年(ケ)第104号

(12 枚目)

目的建物



①

天窓

(1階)



②

(13枚目)



③



④



5

(2階)



6

(15 枚目)



⑦

(3階)



⑧

(16 枚目)

令和6年（ケ）第104号
令和6年10月21日 現地調査
令和6年11月11日 評価

大阪地方裁判所 堺支部 御中

評価書

(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

绪方正弘

第1 評価額

一 括 価 格			
金 3, 920, 000 円			
内 訳 価 格			
物件 1	金	2,940,000	円
物件 2	金	980,000	円

- 1 一括価格は、物件1, 2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の要因(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	特記事項のとおり
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	特記事項のとおり
番 号	特 記 事 項		
1・2	・目的土地について適宜概測したところ、その形状等は地積測量図と概ね一致するものと思われる。 ・目的建物の形状等は建物図面と概ね一致した。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	近鉄南大阪線「高鷲」駅 北方 道路距離 約1km (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	小規模戸建住宅等が建ち並ぶ住宅地域。今後、格別の変動要因はないので、当分の間現状を維持するものと予測する。	
主な公法上の 規制等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない 一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用 途 地 域	第1種住居地域
	建 ぺ い 率	60%
	容 積 率	200%
	防 火 規 制	建築基準法22条指定区域
	その他の規制	宅地造成等工事規制区域, 日影規制(5h/3h), 景観計画区域
画 地 条 件	規 模	70.31㎡
	形 状	略長方形
	間 口 ・ 奥 行	間口約6.3m(南側)・奥行約11.2m(東側)
	高 低 差 等	平坦地
接面道路の状況	南 側	幅員約4.7m舗装私道(法42-1-5号道路)に概ね等高に接面。
	接 道 状 況	中間画地
土地の利用状況等	現 況	居宅の敷地
	東 側	住宅
	西 側	住宅
	南 側	道路
	北 側	共同住宅
供給処理施設	上 水 道	あり
	ガ ス 配 管	あり
	下 水 道	あり
	(注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土 壌 汚 染 等	土壌汚染対策法等、特定施設に係る公的資料調査、土地の閉鎖登記簿、昭和36年・同45年・同55年の住宅地図の資料調査による限りにおいては、土壌汚染の可能性は確認できなかった。なお土壌汚染の有無、内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による調査を要する。	

特 記 事 項	・前面道路である私道は、民間法人等が土地所有者となっている。担当課によれば、供給処理施設の整備のため掘削を行う場合等には、土地所有者との協議を行い了承を得るなど紛争が生じないようにしてもらいたいとのことであった。なお、市水道局では上水道の申請を受理するにあたり、掘削等に関する土地所有者の同意等を求めているとのことであった。買受にあたっては土地所有者の同意の可否など取り扱い状況の詳細を確認されたい。 ・担当課によれば、目的土地の規模は開発指導要綱による1戸建て住宅時の最低敷地面積(80㎡)を下回っているとのことである。 ・国土交通省ハザードマップポータルサイトによれば、目的土地付近は洪水によって想定される浸水深0.5m未満(想定最大規模)に指定されている。大阪府洪水リスク表示図においても目的土地付近は危険度Ⅰ(床下浸水程度:0.5m未満)に指定されているなど水害リスクが懸念される地域である。各種ハザードマップの記載については随時追加変更の可能性があることから、買受にあたっては最新の指定状況を確認されたい。
----------------	--

以下余白

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存等 耐用年数等	建築年月日 （登記記載）平成6年2月26日 新築 経過年数 約30年 経済的残存耐用年数 約0年	
仕 様	構造 木造 屋根 スレート葺 外壁 モルタル・タイルほか 内壁 クロス・繊維壁ほか 天井 クロス・化粧板ほか 床 フローリング・畳ほか 設備 電気・ガス・給排水設備 その他 特になし	
床面積（現況）	延 115.85㎡ 未登記の増築はなく、登記と現況数量は同じである。	
現況用途等	階 層 3階建 現況用途 居宅 間 取 り 4LDK	
品 等	普通	
保守管理の状態	やや劣る	
建物の利用状況	現況調査報告書に記載の通り。	
特 記 事 項	・建築確認；済，完了検査；無 ・なお，敷地面積などが登記の内容と異なっている。 ・対象建物について，建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果，アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお，アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・1階和室に天窓があった。 ・目的土地北西端付近にヒートポンプ貯湯ユニットがあった。 ・設備等の稼働の状況を確認したものではない。また，設備等の正確な所有関係やリース関係等是不詳である。 ・室内には家財道具等の動産類が多数存しており，損傷の程度を確認できなかった部分がある。 ・1階玄関付近の内壁に穴が開いており，浴室の扉が開閉し難い，天井や内壁クロスの随所にメクレ等が見受けられるなど，経年相応の建物の劣化・老朽化が認められた。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) オ(ア×イ×ウ×エ)
1	79,800	1.04	70.31	0.80	4,668,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 羽曳野ー2

公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $87,100 \text{ 円/㎡} \times 100/100 \times 100/104 \times 100/105 \approx 79,800 \text{ 円/㎡}$

◇時点修正:公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正:	接面・方位	規模	形状	その他	総合(相乗積)
	1.04	1.00	1.00	1.00	1.04

接面・方位: 方位1.04

◇地域格差:	街路	接近	環境	行政	総合(相乗積)
	1.01	0.99	1.05	1.00	1.05

街路: 道路種類を考慮1.01

イ 個別格差:	接面・方位	規模	形状	その他	総合(相乗積)
	1.04	1.00	1.00	1.00	1.04

接面・方位: 方位1.04

ウ 地 積: 登記数量による。

エ 建付減価: 建物の現状や建物と敷地との適応の状態等を考慮し、－20%が適切と判断した。

② 物件2（建 物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) エ(ア×イ×ウ)
2	200,000	115.85	0.04	927,000

ウ 現価率

経過年数 約30年

経済的残存耐用年数 約0年

観察減価 30%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率＝{残価率5%＋(1-0.05)×経済的残存耐用年数0年／(経過年数30年＋経済的残存耐用年数0年)}×(1-0.3)≒0.04

※観察減価は、目的建物の現状や中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ(ア×イ)
1	4,668,000	0.10	場所的利益	467,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ[(ア+イ)×ウ×エ×オ÷カ]
1	4,668,000	-467,000		1.00	0.70		2,940,000
2	927,000	+467,000	1.00	1.00	0.70	0	980,000
一括価格 (合計)							3,920,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正

本件の場合不要。

オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他控除減価(敷金等)

本件の場合不要。

第6 参考価格資料

1 地価公示【羽曳野－2】

所 在 : 羽曳野市島泉7丁目111番14「島泉7-3-17」
価 格 : 87,100円／㎡
位 置 : 近鉄南大阪線「高鷲」駅 北方 約1.2km(道路距離)
価 格 時 点 : 令和6年1月1日
地 積 : 120㎡
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接 面 街 路 : 南4.3m市道

用 途 指 定 等 : 第1種住居地域(建ぺい率60%, 容積率200%)

地 域 の 概 要 : 中小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和6年度)

物件1	3,913,665 円
物件2	2,293,520 円

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図(写)
- 3 地積測量図(写)
- 4 建物図面・各階平面図(写)
- 5 間取図(概略)

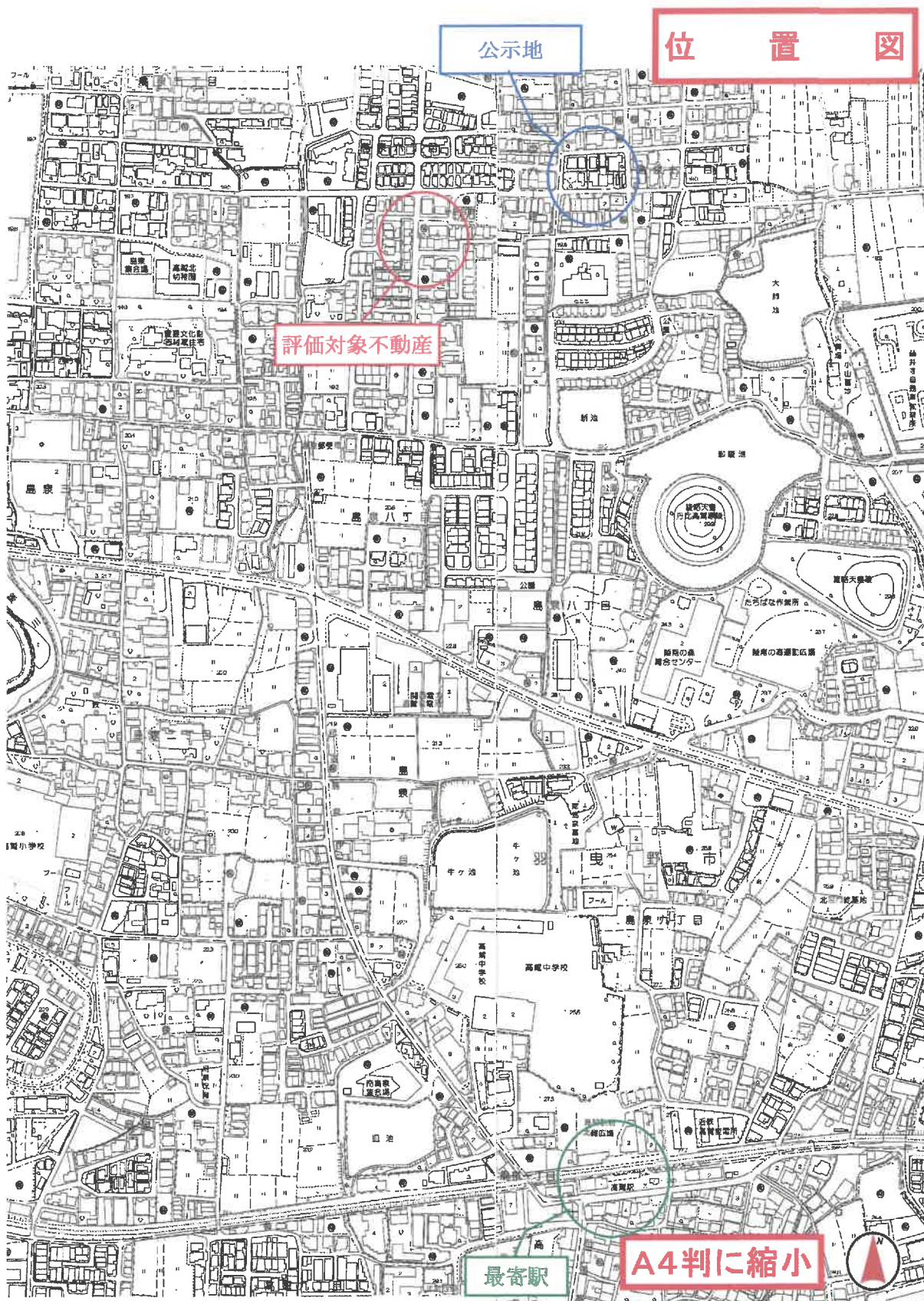
以 上

物 件 目 録

1 所 在 羽曳野市島泉六丁目
地 番 180番20
地 目 宅地
地 積 70.31平方メートル
共有者 A 持分10分の3
共有者 B 持分10分の7

2 所 在 羽曳野市島泉六丁目180番地20
家屋 番号 180番20の2
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺3階建
床 面 積 1階 41.10平方メートル
2階 39.46平方メートル
3階 35.29平方メートル
所有者 B





公示地

位置図

評価対象不動産

最寄駅

A4判に縮小

この地図は、大阪府の承認を得て作成したものである。
承認番号：平成17総計第1995号



これは地図に準ずる図面に記載されている内容を証明した書面である。

A4判に縮小

ア 130-22
イ 130-23
ロ 130-24
ハ 130-9
ニ 132-10
ホ 132-2
ヘ 132-21
コ 132-9
セ 132-9
サ 133-3
シ 173-18
ス 173-24
タ 173-27
チ 173-3
リ 173-30
ヌ 173-5
マ 173-8
ミ 174-16
ム 174-17
フ 174-2
ボ 174-3
ブ 178-10
パ 178-14
ペ 178-15
ポ 179-16
キ 179-17
ク 180-13
ケ 180-14
コ 180-15
セ 180-16
ソ 180-28
シ 180-29
ス 180-32
タ 180-5
チ 181-5
リ 183-13
ロ 183-5
ハ 183-7
ニ 13-7
ホ 178-9
ヘ 125-1
コ 96-2
セ 111-15
ソ 111-10
タ 111-14
チ 108-15
リ 170-7
ロ 132-11
ハ 116-30
ニ 116-26
ホ 116-29
ヘ 132-12
コ 108-9
セ 108-5
ソ 17-10
タ 10-8
チ 184-4
リ 5-4
ロ 185-4
ハ 水

登記年月日：昭和52年6月6日

これは図面に記載されている内容を証明する書面である。
昭和52年7月25日 大塚事務所 豊田林文局 登記簿

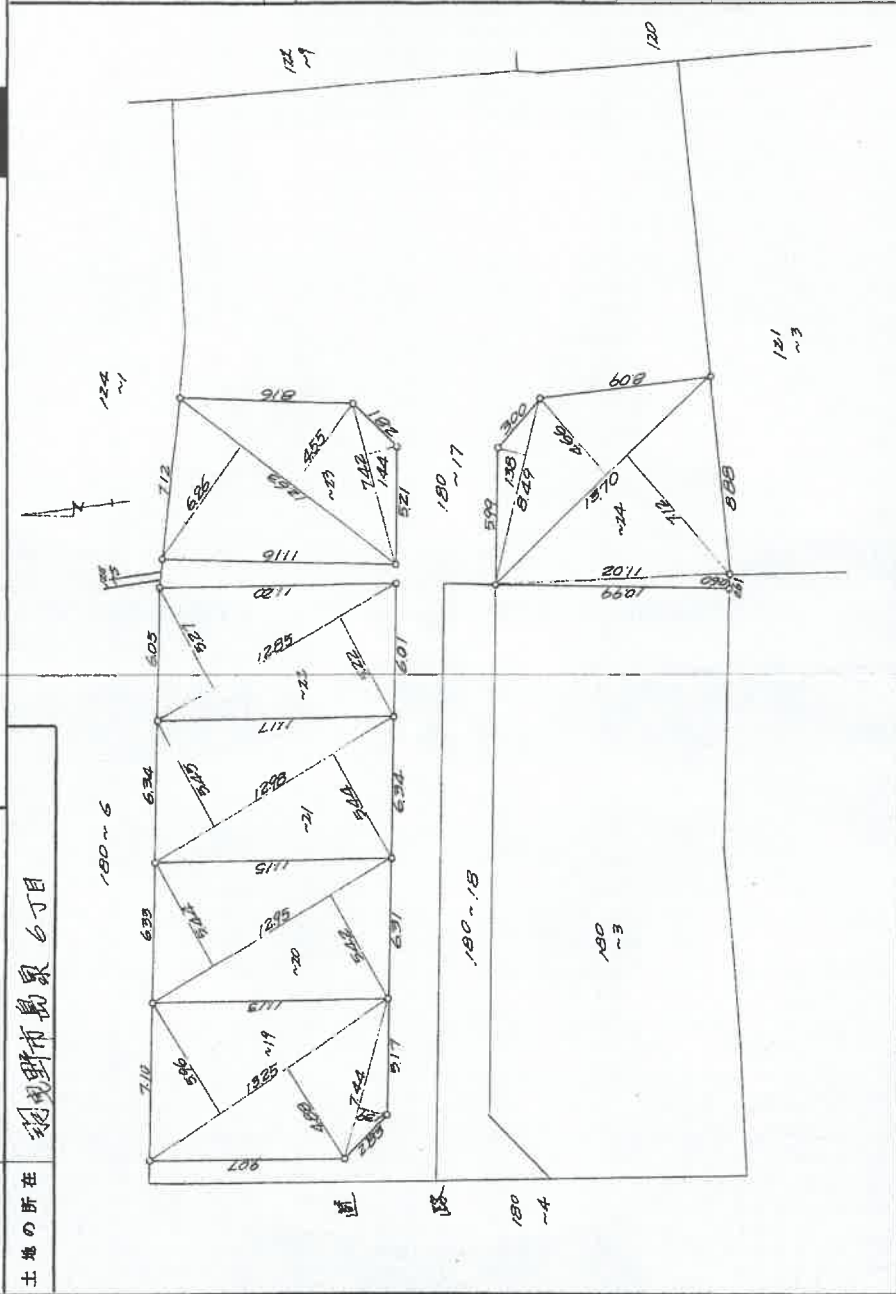
前180-17後新

0014692

地番	180-17-19 43 ~ 24
土地の所在	須賀野市島家6丁目

地積測量図

作製年月日	昭和52年6月1日
作製者	



縮尺	1/200
----	-------

請求番号：5-2 (1/2)

A4判に縮小

登記年月日：昭和52年6月6日

令和6年7月25日 大阪法務局国庫林業局

0014693

新設

地積測量図

番 180~17 ~19 ~85~24

土地の所在 羽曳野市島東 6丁目

昭和52年6月/日
作製年月日

~23
12.83 6.26 79.0639
12.83 4.55 57.4665
7.42 1.44 10.6343
1/4 147.2151
1/2 79.60755 m²

~24
8.48 1.39 11.7162
13.70 4.66 63.8420
13.70 7.13 97.5440
17.02 0.60 6.6120
1/2 179.7142
1/2 89.8571 m²

合算計 445.8433 m²

180~17
919.4684 - 445.8433 = 470.6251 m²

180~19
7.44 1.39 10.3416
13.25 4.66 64.6600
13.25 3.16 13.4700
1/4 153.5716
1/2 76.9858 m²

~20
12.85 5.44 70.4480
12.85 5.42 70.1390
140.6370
1/2 70.3185 m²

~21
12.89 5.45 70.7410
12.89 5.44 70.6112
141.3522
1/2 70.6761 m²

~22
12.85 5.27 67.7185
12.85 5.22 67.0710
134.7965
1/2 67.39825 m²

縮尺

(2/2)

請求番号：5-2

A4判に縮小

登記年月日：平成6年3月1日

これは図面に記載されている内容を証明した書面とする。
令和元年7月25日 大塚建設局富田林支局 登記官

各階平面図

0514493

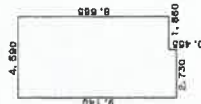
H6.3.1

建物図面
各階平面図

本屋番号 180番20の2

建物の所在 羽曳野市高泉6丁目180番地20

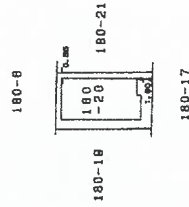
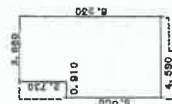
1 階



2 階



3 階



作製者

土地家屋



申請人

縮尺 1/250

5 年 2 月 27 日(有効)

縮尺

縮尺 1/500

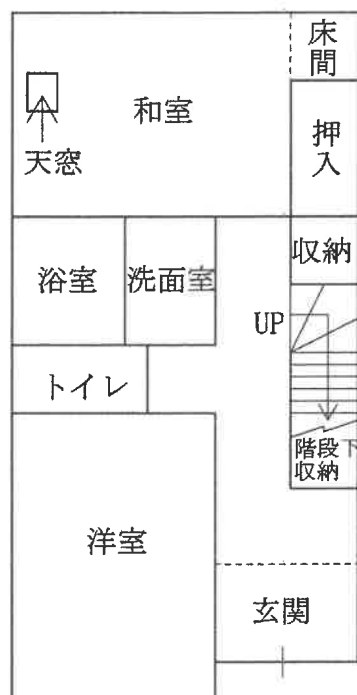
(大阪土地家屋調査士会)

図紙番号：5-3

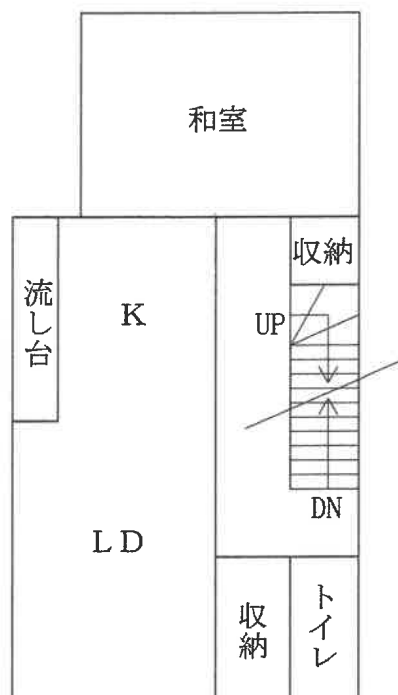
A4判に縮小

間取図（概略） 令和6年（ケ）第104号

1 階



2 階



3 階

